

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27 - 関東69 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月26日

【会社名】 ソフトバンクグループ株式会社

【英訳名】 SoftBank Group Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 孫 正義

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務部長 後藤 芳光

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務部長 後藤 芳光

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 370,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成27年5月20日
効力発生日	平成27年5月28日
有効期限	平成29年5月27日
発行登録番号	27 - 関東69
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 1,500,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(百万円)	減額による訂正年月日	減額金額(百万円)
27 - 関東69 - 1	平成27年6月3日	100,000百万円		
実績合計額 (百万円)		100,000百万円 (100,000百万円)	減額総額 (百万円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づいて算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 1,400,000百万円
(1,400,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づいて算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ソフトバンクグループ株式会社第48回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金370,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1,000,000円
発行価額の総額（円）	金370,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.13%
利払日	毎年6月10日及び12月10日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、2016年6月10日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月10日及び12月10日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)16 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2022年12月9日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2022年12月9日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 別記「(注)3 繰上償還に関する特約」に定める事由に該当した場合には、本社債総額を本欄第1項に定める償還金額にて別記「(注)3 繰上償還に関する特約」の規定に従い繰上償還する。ただし、別記「担保の保証」欄第3項により、本件連帯保証（別記「担保の保証」欄第1項で定義する。）が解除された場合は、本号は適用されない。</p> <p>(3) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)16 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2015年11月27日から2015年12月9日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2015年12月10日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
担保の保証	<p>1 ソフトバンク株式会社(以下、「連帯保証人」という。)は、本社債について当社が負担する元金及び利息の支払にかかわる債務につき連帯保証人となり、当社と連帯して債務を負担する(以下、かかる保証を「本件連帯保証」といい、本件連帯保証に基づく債務を「連帯保証債務」という。)</p> <p>2 社債権者及び社債管理者は、あらかじめ当社に対し何らの通知もしくは請求をすることなしに、又は当社の資産に対し法的手段を取るることなしに、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行請求を行うことができる。</p> <p>3 本件連帯保証は、次の全ての条件が満たされた場合には、確定的に効力を失い、解除される。 借入人としての当社、当初の貸付人としての金融機関、及びエージェントとしての株式会社みずほ銀行の間で締結された2013年9月13日付金銭消費貸借契約書(その後の変更を含む。)に基づき当社が同契約上の各貸付人及びエージェントに対して負担する債務(当該債務の返済のために行われる借入等がある場合において、当該借入等に係る貸付人及びエージェント(もしあれば)に対して負担する債務を含むものとし、以降も同様とする。)を主債務として連帯保証人が負担する保証債務が消滅(全額返済による消滅か、主債務に対する保証解除かは問わない。)したこと。 当社が本件連帯保証の効力を失わせる旨及び効力を失わせる日を適時開示情報伝達システム(TDnet)において公表(TDnetがシステム障害等により利用することができない場合にあっては、当社による公告、当社のウェブサイト等の実務上可能かつ合理的な方法による公表とする。)したこと。なお、当社は当該公表に関し別記「(注)13 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法による社債権者への通知を行う義務を負わない。 本項により公表された本件連帯保証の効力を失わせる日が到来したこと。</p> <p>4 前項により本件連帯保証が解除された場合には、別記「(注)4 期限の利益喪失に関する特約」(ただし、(2)を除く。)及び別記「(注)14 社債権者集会に関する事項」は連帯保証人については適用されず、また当社は連帯保証人に関する事項について別記「(注)7 社債管理者に対する定期報告」及び別記「(注)8 社債管理者に対する通知」に基づく報告又は通知の義務を免れる。</p> <p>5 本欄第3項に該当した場合、当社はその旨を遅滞なく社債管理者に通知し、かつ別記「(注)13 社債権者に通知する場合の公告の方法」に定める方法により社債権者に通知する。</p>

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1 担保提供制限</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債のために、担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下、「担保提供」という。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>(3) 当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により担保権の設定されている他社の社債を承継する場合には、本項第(1)号は適用されない。</p> <p>2 担保提供制限に係る特約の解除</p> <p>当社が、本欄第1項もしくは別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、又は、当社が別記「(注)5 特定物件の留保」により本社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときは、以後、本欄第1項、別記「(注)7 社債管理者に対する定期報告」(4)及び別記「(注)8 社債管理者に対する通知」(3)は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>1 担保付社債への切替</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項又は前号により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>2 純資産額の維持</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社の事業年度の末日における貸借対照表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則により作成され、かつ監査済であるものをいう。以下同じ。）に示される純資産の部の金額を3,698億円以上に維持しなければならない。</p> <p>(2) 前号に定める金額を下回る場合は、その貸借対照表の基準とした事業年度の末日より4か月を経過したときに前号の違背が生じたものとみなす。</p>

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付
- 本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）からA-の信用格付を2015年11月26日付で取得している。
- JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
- JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
- JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
- 本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
- JCR：電話番号03-3544-7013
- 2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
- 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行しない。

3 繰上償還に関する特約

当社又は連帯保証人のいずれか一方が次の事由に該当した場合には、当該事由発生のときより30日後(銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日)に本社債総額につき繰上償還を行う。この場合には、当社は、繰上償還の金額及び期日その他必要事項を速やかに社債管理者に通知し、かつ本(注)13に定める方法により社債権者に通知する。

(1) 当社が次の事由に該当した場合。

別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第2項の規定に違背したとき。ただし、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合は、この限りではない。

本(注)7、本(注)8(2)及び(3)、本(注)9又は本(注)13に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。

本社債以外の社債(海外で発行されたものを含み、また会社法の適用を受ける社債に限られない。)について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が20億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

当社の事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。

(2) 連帯保証人が次の事由に該当した場合。

連帯保証人が発行する社債(海外で発行されたものを含み、また会社法の適用を受ける社債に限られない。)について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

社債を除く連帯保証人の借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は本社債以外の社債もしくは連帯保証人以外の借入金債務に対して連帯保証人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が20億円を超えない場合は、この限りではない。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

連帯保証人の事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき、又はその他の事由により連帯保証人の信用を著しく害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。

4 期限の利益喪失に関する特約

当社及び連帯保証人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。この場合、当社は本(注)13に定める方法により社債権者に通知する。

(1) 当社及び連帯保証人が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

(2) 本(注)3に掲げる事由のいずれかに当社及び連帯保証人のいずれも(ただし、別記「担保の保証」欄第3項により本件連帯保証が解除された場合には当社)が該当したとき。

5 特定物件の留保

(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産(以下、「留保資産」という。)を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず、本社債のために留保することができる。この場合、当社は、社債管理者との間に、その旨の特約を締結する。

(2) 本(注)5(1)の場合、当社は、社債管理者との間に次の乃至についても特約する。

留保資産のうえには本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。

当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。

当社は、原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。

当社は、社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。

当社は、本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。

当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

- (3) 本(注)5(1)の場合、社債管理者は、社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

6 担保提供状況

- (1) 当社は、2015年3月31日現在において担保提供を行っている国内債務が一切存在しないことを保証する。
- (2) 当社は、社債管理者が必要があると認め請求したときは、2015年4月1日以降、本社債の払込期日の前日までに国内債務のために担保提供を行った、又は行う予定があるときはその国内債務の現存額及び担保物を書面により社債管理者に通知する。

7 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者に当社及び連帯保証人の事業の概況を報告し、また、当社及び連帯保証人の毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社又は連帯保証人が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。また、当社は、連帯保証人が金融商品取引法に基づき有価証券報告書及び半期報告書を作成する場合には、当該報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後又は当該期間経過後3か月以内に、四半期報告書を作成する場合には当該報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社又は連帯保証人が臨時報告書又は訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、当社は遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、本(注)7(2)に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続が行われる場合には、電子開示手続が行われた旨を社債管理者へ通知することにより、本(注)7(1)及び(2)に規定する書面の提出を省略することができる。
- (4) 当社は、本社債発行後、毎事業年度末における本(注)6及び本(注)8(3)に該当した国内債務の現存額、担保物その他必要な事項を社債管理者に報告する。

8 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、(乃至 についてはあらかじめ、乃至 については当該決定後速やかに)書面により社債管理者に通知する。
- 当社がその事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
- 当社が事業の全部もしくは重要部分を中止もしくは廃止しようとするとき。
- 当社が資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。以下同じ。)をしようとするとき。
- 連帯保証人がその事業経営に不可欠な資産の譲渡(本社債に係る債務の支払に重大な悪影響を及ぼすおそれのあるものに限る。)を決定したとき。
- 連帯保証人が事業の全部もしくは事業の重要部分の中止もしくは廃止(本社債に係る債務の支払に重大な悪影響を及ぼすおそれのあるものに限る。)を決定したとき。ただし、合併に伴う場合を除く。
- 連帯保証人が組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(本社債に係る債務の支払に重大な悪影響を及ぼすおそれのあるものに限る。)を決定したとき。
- (3) 当社は、本社債発行後、他の国内債務のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

9 社債管理者の請求による報告及び調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社(連帯保証人を含む。以下同じ。)の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本(注)9(1)の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

10 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

11 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為(社債管理委託契約第2条に掲げる行為を除く。)をしない。

12 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、次の各場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。

社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。

- (2) 本(注)12(1)の場合には、当社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

13 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令又は社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告(ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)又は、社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行うものとする。

また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の電子公告(ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)によりこれを行う。

14 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下、「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)13に定める方法により公告する。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 会社法第4編第3章(社債権者集会)及び第7編第2章第7節(社債発行会社の弁済等の取消しの訴え)における発行会社の規定は第731条第2項、第735条、第741条第1項及び第3項並びに第742条を除きこれを連帯保証人に準用する。

15 発行代理人及び支払代理人

株式会社あおぞら銀行

16 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	120,000	1 引受人は、本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金1円25銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	100,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	50,000	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	30,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	9,000	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	5,000	
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	3,000	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	2,000	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	1,000	
計		370,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南一丁目3番1号	1 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金2銭を支払うこととしている。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
370,000	4,734	365,266

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額3,653億円のうち、700億円を、当社100%子会社であるBrightstar Corp. (以下、「ブライトスター」という)に融資し、ブライトスターは当該資金をもって、2015年12月11日に発行済社債の期限前償還を行う予定です。残額については、事業拡大を目的とした国内外での戦略的投融資のための資金に充当する予定です。

当社は、これまで固定通信、移動体通信、インターネット、及びサービス・コンテンツ等の分野で積極的に投資を行ってきました。今後も、グループ成長戦略の一環として、成長が見込まれるモバイル・インターネット分野を中心に戦略的投融資を検討していきます。現時点において、戦略的投融資の具体的な内容、金額及び充当時期について決定したものはありません。実際の戦略的投融資に資金を充当するまでは、上記の残額は安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

なお、当社は、2014年5月30日発行の第45回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、同年9月12日発行の第46回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、同年12月19日発行の第1回無担保社債(劣後特約付)及び2015年2月9日発行の第2回無担保社債(劣後特約付)により戦略的投融資を用途として調達した資金のうち、2015年3月末時点で未充当の約7,444億円について、2016年3月期第2四半期末までに、約5,307億円を当社の投融資に充当しました。

2016年3月期第2四半期累計期間における主な戦略的投融資先は、Supercell Oy、Forward Ventures, LLC、Social Finance, Inc.、Sprint Corporationです。これらの結果、今回の第48回無担保社債により調達する資金のうち戦略的投融資資金に充当する予定の額と合わせ、当社の戦略的投融資資金に係る未充当額は約5,090億円となる予定です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

- ・表紙に当社の社章  を記載致します。
- ・表紙に本社債の愛称「福岡ソフトバンクホークスボンド」を記載致します。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日） 平成27年 6 月19日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第 1 四半期（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日） 平成27年 8 月12日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第 2 四半期（自 平成27年 7 月 1 日 至 平成27年 9 月30日） 平成27年11月13日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年11月26日）までに金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成27年 6 月23日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年11月26日）までに金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成27年 9 月29日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成27年11月26日）までに金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成27年11月 6 日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年 7 月27日に関東財務局長に提出

8 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年11月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」並びに上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」及び四半期報告書（以下、有価証券報告書と四半期報告書を総称して「有価証券報告書等」という。）の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録追補書類提出日（2015年11月26日）までの間において生じた変更その他の事由を反映し、その全体を一括して以下に掲載いたします。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、以下の記載に含まれる事項を除き、本発行登録追補書類提出日（2015年11月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「対処すべき課題」

a . 国内の通信事業の着実な利益成長

国内の移動通信サービス契約数は1億5,512万件（注1）、人口普及率は122.1%（注2）になり、今後の国内市場の成長は従来よりも緩やかになるとみられます。こうした状況下でも国内の通信事業の利益を着実に成長させていくため、従来のように移動通信サービス全体の純増契約数を追求するのではなく、利益の源泉であるスマートフォンユーザーの獲得と維持に重点的に取り組んでいます。あわせて、2015年4月に実施したソフトバンクモバイル㈱、ソフトバンクBB㈱、ソフトバンクテレコム㈱、ワイモバイル㈱の合併により、移動通信サービスと固定通信サービスの連携を一段と強化するとともに、さらなる業務の効率化とコストの削減を進めていきます。

（注）1 電気通信事業者協会が公表した㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱の2014年12月末現在の携帯電話契約数にワイモバイル㈱の2014年12月末現在の携帯電話およびPHS契約数を加えたもの。

（注）2 上記の移動通信サービス契約数を総務省統計局の人口推計（2015年1月1日概算値）で除したもの。

b . スプリント事業の改善

スプリント事業は、2015年3月期のポストペイド契約数（注3）が212千件の純減となり、セグメント利益も73,888百万円に留まるなど苦戦が続いています。こうした状況を改善するため、(a)ネットワークの改善、(b)既存顧客の維持および新規顧客獲得の強化、(c)コストの削減に取り組んでいます。

ネットワークの改善については、3GおよびLTEネットワークの最適化、広範囲のエリアをカバーできる800MHzと通信容量の大きい2.5GHzに対応した基地局の増設、ならびに複数の周波数に対応した基地局の増設によるネットワークの高密度化を進めています。既存顧客の維持および新規顧客獲得の強化については、競争力のある料金プランの導入や販売網の拡充などを行っています。コストの削減については、すべての業務をゼロベースで精査し、人員の合理化やブライトスターを活用した携帯端末の調達最適化などに取り組んでいます。

（注）3 スプリント・プラットフォームのポストペイド契約数。

「事業等のリスク」

ソフトバンクグループ㈱および子会社・関連会社（以下「当社グループ」）は、国内外において多岐にわたる事業を展開しており、これら事業の遂行にはさまざまなリスクを伴います。本発行登録追補書類の提出日現在において、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主なリスクは、以下の通りです。これらのリスクが顕在化した場合、株式や社債をはじめとするソフトバンクグループ㈱発行の有価証券につき、価格の下落などが生じる可能性があります。なお、これらは、当社グループが事業を遂行する上で発生しうるすべてのリスクを網羅しているものではありません。また、将来に関する事項につきましては別段の記載のない限り、本発行登録追補書類の提出日現在において判断したものです。

(1) 経済情勢について

当社グループが提供するサービスや商品（例えば、通信サービスやインターネット広告を含みますが、これらに限りません。）に対する需要は、主に日本や米国、中国の経済情勢の影響を受けるため、景気の悪化のほか、日本における高齢化・人口減少といった人口統計上の変化に伴う経済構造の変化が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替の変動について

ソフトバンクグループ(株)は連結財務諸表の作成にあたり、スプリントをはじめとする海外のグループ会社の現地通貨建ての収益および費用を四半期中の平均為替レートにより、また資産および負債を期末日の為替レートにより、日本円に換算しています。従って、為替相場の変動が当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、海外企業への投資を行っています。為替相場が投資時から大幅に変動しているときに外貨建て資産を売却した場合、為替差損が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 他社との競争について

当社グループの競合他社は、その資本力、サービス・商品、価格競争力、顧客基盤、営業力、ブランド、知名度などにおいて、当社グループより優れている場合があります。競合他社がその優位性を現状以上に活用してサービスや商品の販売に取り組んだ場合、当社グループが販売競争で劣勢に立たされ、当社グループの期待通りにサービス・商品を提供できない、または顧客を獲得・維持できないことも考えられます。その結果として、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが競合他社に先駆けて導入した、または高い優位性を有するサービス・商品・販売手法に関して、競合他社がこれらと同等もしくはより優れたものを導入した場合、当社グループの優位性が低下し、事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術・ビジネスモデルへの対応について

当社グループは、技術やビジネスモデルの移り変わりが早い情報産業を事業領域としています。今後何らかの事由により、当社グループが時代の流れに適した優れた技術やビジネスモデルを創出または導入できない場合、当社グループのサービスが市場での競争力を失い、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 経営陣について

当社グループの重要な経営陣、特にソフトバンクグループ(株)代表取締役社長であり当社グループ代表である孫正義に不測の事態が発生した場合、当社グループの事業展開に支障が生じる可能性があります。

(6) 通信ネットワークの増強について

当社グループは、通信サービスの品質を維持・向上させるために、将来のトラフィック（通信量）を予測し、その予測に基づいて継続的に通信ネットワークを増強していく必要があります。これらの増強は計画的に行っていますが、実際のトラフィックが予測を大幅に上回った場合、サービスの品質の低下を招き顧客の獲得・維持に影響を及ぼすほか、追加的な設備投資が必要となり、その結果、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 周波数について

当社グループは、移動通信サービスを提供する上で、周波数を利用しています。スマートフォンの普及に伴い移動通信ネットワークのトラフィックは増加の一途をたどっており、事業をさらに拡大させていく上では、LTE（注¹）などの導入による周波数の利用効率向上だけではなく、新たな周波数を確保することが不可欠です。今後、必要な周波数を確保できなかった場合、サービスの品質の低下を招き、顧客の獲得・維持が困難になる可能性や当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、国内においてはオークション制度の導入などにより、米国においてはオークションでの落札額の高騰などにより新たな周波数の確保に多額の費用を要した場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1 第3世代携帯電話（3G）方式を発展させた無線通信規格。3G方式に比べて通信速度が速く、周波数の利用効率が良いという特徴を備えている。

(8) 当社グループの提供するオンラインゲームについて

当社グループのオンラインゲーム関連事業については、売上の大部分を特定のタイトルに依存しています。当該タイトルに対する既存顧客の興味・関心を維持できない場合、または競合他社が当該タイトルよりも魅力あるタイトルを市場に投入するなどして、当社グループのタイトルの競争力が低下した場合、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果として、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 他社経営資源への依存について

a. 他社設備などの利用

当社グループは、通信サービスの提供に必要な通信ネットワークを構築する上で、他の事業者が保有する通信回線設備などを一部利用しています。今後何らかの事由により、当該設備などを継続して利用することができなくなった場合、または使用料や接続料（米国におけるスペシャルアクセスレート（詳細は「(22) 米国における規制などについて」をご参照ください。）を含みますが、これに限りません。）などが引き上げられた場合、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 各種機器の調達

当社グループは、通信機器やネットワーク関連機器など（例えば、携帯端末や携帯電話基地局の無線機を含みますが、これらに限りません。）を他社から調達しています。特定の会社への依存度が高い機器の調達において、供給停止、納入遅延、数量不足、不具合などの問題が発生し調達先や機器の切り替えが適時にできない場合、または性能維持のために必要な保守・点検が打ち切られた場合、当社グループのサービスの提供に支障を来し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性や調達先の変更のために追加のコストが生じる可能性のほか、通信機器の売上が減少する可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 業務の委託

当社グループは、主に通信サービスに係る販売、顧客の獲得・維持、それらに付随する業務の全部または一部について、他社に委託しています。何らかの事由により委託先が当社グループの期待通りに業務を行うことができない場合、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

また、業務委託先は当社グループのサービス・商品を取り扱っていることから、当該業務委託先の信頼性やイメージが低下した場合には、当社グループの信頼性や企業イメージも低下し、事業展開や顧客の獲得・維持に影響を及ぼす可能性があり、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このほか、当該業務委託先において法令などに違反する行為があった場合、当社グループが監督官庁から警告・指導を受けるなど監督責任を迫られる可能性があるほか、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d . Yahoo! Inc. が保有するブランドの使用

当社グループは、日本国内において、「Yahoo! JAPAN」をはじめ「Yahoo! BB」や「Y!mobile」、「Yahoo! ケータイ」など、サービス名称の一部に米国のYahoo! Inc. が保有するブランドを使用しています。同社との関係に大きな変化が生じるなどしてこれらのブランドが使用できなくなった場合、当社グループの期待通りに事業を展開できなくなる可能性があります。

e . 他社のコンテンツ配信サービスの利用

当社グループは、他社が運営するコンテンツ配信サービス（Apple Inc.の「App Store」^{（注2）}、Google Inc.の「Google Play」^{（注3）}）を含みますが、これらに限りません。）を利用して、オンラインゲームをはじめとするコンテンツを顧客に提供するとともに、課金を行っています。当該サービスの運営会社が取引手数料率を引き上げた場合、または為替の変動などを理由として販売価格を改定した場合、当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）2 Appleは米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。App StoreはApple Inc.のサービスマークです。

（注）3 Google、Google PlayはGoogle Inc.の商標または登録商標です。

(10) 情報の流出などについて

当社グループは、事業を展開する上で、顧客情報（個人情報を含みます。）やその他の機密情報を取り扱っています。当社グループ（役職員や委託先の関係者を含みます。）の故意・過失、または悪意を持った第三者の攻撃などにより、これらの情報の流出や消失などが発生する可能性があります。こうした事態が生じた場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し顧客の獲得・維持が困難になるほか、競争力が低下したり、損害賠償やセキュリティシステム改修のために多額の費用負担が発生したりする可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人為的なミスなどによるサービスの中断・品質低下について

当社グループが提供する通信をはじめとする各種サービスにおいて、人為的なミスや設備・システム上の問題などが発生した場合、これに起因して各種サービスを継続的に提供できなくなることで、または各種サービスの品質が低下することなどの重大なトラブルが発生する可能性があります。サービスの中断・品質低下による影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) サービスの不適切利用について

当社グループの移动通信サービスなどが振り込め詐欺をはじめとする犯罪行為の道具として利用された場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下したり、事業展開に影響を及ぼしたりする可能性があります。

(13) 自然災害など予測困難な事情について

当社グループは、インターネットや通信などの各種サービスの提供に必要な通信ネットワークや情報システムなどを構築・整備しています。地震・台風・ハリケーン・洪水・津波・竜巻・豪雨・大雪・火山活動などの自然災害、火災や停電・電力不足、テロ行為、コンピューターウイルスなどの攻撃により、通信ネットワークや情報システムなどが正常に稼働しなくなった場合、当社グループの各種サービスの提供に支障を来す可能性があります。これらの影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。また、通信ネットワークや情報システムなどを復旧するために多額の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

国内においては、当社グループ各社の本社を含む拠点は、首都圏に集中しています。大規模な地震など不可避の事態が首都圏で発生し、これらの拠点が機能不全に陥った場合、当社グループの事業の継続が困難になる可能性があります。

(14) 携帯端末の健康への悪影響に関する懸念について

携帯端末から発せられる電波は、がんの発症率を高めるなどの健康上の悪影響を引き起こすとの意見があります。こうした携帯端末の利用に伴う健康への悪影響に関する懸念は、当社グループの顧客の獲得・維持を困難にする可能性があり、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

携帯端末と携帯電話基地局から発する電波の強さについては、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）がガイドラインを定めています。世界保健機関（WHO）は、ICNIRPのガイドラインの基準値を超えない強さの電波であれば健康上の悪影響を引き起こすという説得力のある証拠はないとの見解を示しており、本ガイドラインの採用を各国に推奨しています。当社グループは、日本においてはICNIRPのガイドラインに基づく電波防護指針に、米国においては連邦通信委員会（FCC）が定める要件に従っています。ただし、引き続きWHOなどで研究や調査が行われており、その調査結果によっては、将来、規制が変更されたり、新たな規制が導入されたりする可能性があります。

(15) 自然エネルギー事業について

自然エネルギー事業については、太陽光や風力などの気象条件によっては発電量が想定を下回る可能性があるほか、自然災害などによる設備の損傷や設備の不具合などが生じた場合、発電量が大幅に低下する可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 投資活動について

当社グループは、新規事業（例えば、ロボット事業を含みますが、これに限りません。）の立ち上げ、既存の事業の拡大などを目的として、企業買収、合併会社・子会社の設立、事業会社・持ち株会社（各種契約によって別会社を実質的に支配する会社を含みます。）・ファンドへの出資などの投資活動を行っています。例えば、近時、当社グループは、インドのイーコマースサイト「snapdeal.com」を運営するJasper Infotech Private Limitedなどへの投資を行っています。これらの投資活動に伴い当該投資先が連結対象に加わった場合、マイナスの影響が発生するなど、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが投資時点においてその想定した通りに投資先が事業を展開できない場合、投資活動に伴い発生したのれん、有形固定資産、無形資産の減損損失が発生するなど、当社グループの業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。さらに、これらの投資活動に伴って取得した出資持分などを含む資産の価値が下落した場合、評価損が発生するなど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このほか、投資先が内部統制上の問題を抱えていたり、法令に違反する行為を行っていたりする可能性があります。投資後にそうした問題や行為を早期に是正できない場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下したり、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼしたりする可能性があります。

新規事業の立ち上げなどにおいて人材などの経営資源を十分に確保できない場合や、投資先および既存事業に対して十分な経営資源を充てることができない場合には、当社グループの業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 資金調達およびリースについて

当社グループは、金融機関からの借り入れや社債の発行などにより事業展開に必要な資金を調達しているほか、リースを活用して設備投資を行っています。金利が上昇した場合、またはソフトバンクグループ(株)および当社グループ会社の信用格付けが引き下げられるなど信用力が低下した場合、これらの調達コストが増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、金融市場の環境やソフトバンクグループ(株)および当社グループ会社の信用力によっては、資金調達やリース組成が予定通り行えず、当社グループの事業展開、業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの金融機関からの借り入れや社債などには各種コベナンツが付されているものがあります。いずれかのコベナンツに抵触する可能性が発生し、抵触を回避するための手段を取ることができない場合、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があるほか、それに伴い、その他の債務についても一括返済を求められる可能性があります。その結果、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、スプリント買収のために調達した資金の返済原資に国内の通信事業のキャッシュ・フローを充てる予定です。当社グループが想定した通りに国内の通信事業でキャッシュ・フローを創出できない場合、買収資金の返済原資を捻出するために一部資産の売却などを行う可能性があります。その結果、当社グループの業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 子会社などに対する支援について

当社グループは、必要と判断した場合、子会社などに対し融資や債務保証などの支援を行うことがあります。例えば、スプリントおよびブライトスターについては、当社グループが買収した時点で想定した通りに事業を展開できない、他の当社グループ会社との間で十分なシナジー（相乗効果）を創出できない、または事業展開のために想定以上の資金が必要となった場合、融資などの支援を行う可能性があります。支援した子会社などが当社グループの期待通りに事業を展開できない場合、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) カントリーリスクについて

当社グループは、米国、中国、インド、ラテンアメリカ諸国などの海外の国・地域で事業や投資を行っています。これらの国・地域で法令や各種規制の制定もしくは改正がなされた場合、または従前行われてきた行政の運用に変化・変更があった場合、当社グループの事業活動が期待通りに展開できない、または投資の回収が遅延する、もしくは不可能となるなど、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、このような法令・各種規制の制定および改正によって、当社グループが新規に行おうとする事業や投資が制限される、または期待通りに戦略を実行できない可能性があります。なお、米国固有の規制については、「(22) 米国における規制などについて」および「(23) 米国の国家安全保障を確保するための方策について」をご参照ください。

このほか、これらの国や地域における、政治・社会情勢、その他さまざまな環境の変化により、当社グループの事業活動が期待通りに展開できない、または投資の回収が遅延する、もしくは不可能となる可能性があります。

(20) 法令について

当社グループは、通信事業における日本の電気通信事業法や電波法、および米国のこれらに相当する法令などの事業固有の法令はもとより、企業活動に関わる各国の各種法令（環境、公正な競争、消費者保護、プライバシー保護、贈賄禁止、労務、知的財産権、租税、為替、輸出入に関する各種関係法令を含みますが、これらに限りません。）の規制を受けています。当社グループ（役職員を含みます。）がこれらの法令に違反する行為を行った場合、違反の意図の有無にかかわらず、行政機関から登録・免許の取消や罰金などの処分を受けたり、取引先から取引契約を解除されたりする可能性があります。その結果、当社グループの信頼性や企業イメージが低下したり、事業展開に支障が生じたりする可能性があるほか、金銭的負担の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法令の改正もしくは新たな法令の施行または法令の解釈・適用（その変更を含みます。）により、当社グループの期待通りに事業を展開できなくなる可能性があります。

(21) 日本における規制などについて

主に以下に掲げる国内の情報通信政策などの変更・決定や、これらに伴う規制の見直し・整備が、当社グループの国内の通信事業やインターネット事業の、ひいては当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

- a . NTT（日本電信電話株）グループの事業運営・事業のあり方に関する規制
- b . NTT東日本（東日本電信電話株）・NTT西日本（西日本電信電話株）の第一種指定電気通信設備制度（光ファイバーの設備開放ルール、次世代ネットワーク（NGN）などに関する接続ルール、接続料の算定方法など）および光回線のサービス卸に関する規制
- c . ユニバーサルサービスの範囲、ユニバーサルサービス基金制度
- d . 第二種指定電気通信設備制度（移動通信事業者へのドミナント規制、接続料の算定方法など）
- e . 移動通信事業のビジネスモデルに関する規制・ルール（SIMロック^{（注4）}に関する規制、仮想移動通信事業者の新規参入促進ルール、急増するトラフィックに対応するためのルールなど）
- f . 電波利用料制度
- g . オークション制度の導入や周波数再編などの周波数割当制度
- h . 新たに割当可能な周波数帯への新規事業者の参入
- i . 個人情報・顧客情報に関する規制
- j . 消費者保護に関する規制・ルール
- k . 電気通信サービスの販売方法および広告表示に関する規制
- l . 迷惑メールに対する規制
- m . インターネット上の違法・有害情報への対応および当該情報へのアクセスに関する規制
- n . 携帯端末の不正利用に対する規制
- o . 大規模通信障害の防止および報告に対する規制

（注）4 携帯端末などにおいて特定の通信事業者のSIMカード（電話番号などの契約者情報を記録したICカード）しか利用できないように制限すること。

(22) 米国における規制などについて

FCCおよび連邦・州・地元当局などの行政機関はスプリントの事業に対する監督権を有しており、スプリントの事業見通しや実績に影響を及ぼしうる規制を導入する、あるいはその他の政策を実施する可能性があります。主に以下に掲げる情報通信政策などの変更・決定や、これらに伴う規制の見直し・整備が、スプリントの、ひいては当社グループの事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

a . 移動通信免許など

移動通信システムの許認可、構築、運用、販売、相互接続協定などはFCCおよび州当局、地元当局などの行政機関の規制を受けます。中でもFCCは周波数帯の被許諾者に対して、当該周波数帯の使用方法やサービスの提供方法など、重要な規制を課しています。

スプリントは、FCCから10年間有効でその後の更新が見込まれる移動通信免許を交付されており、取消処分を受ける場合または免許が更新されない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、FCCなどの行政機関の定める規制に従ったことによってネットワーク性能が低下すると、顧客の獲得・維持が困難になり当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、FCCなどの行政機関の定める規制に従ったことにより追加のコストが発生すると、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b．通信事業者間精算制度など

通信事業者を含む法人向けに提供される高速大容量回線サービス（スペシャルアクセスサービス）に関して通信事業者などが他の通信事業者に支払う料金（スペシャルアクセスレート）の規則に関するFCCにおける手続きの結果によっては、将来、スプリントが支払うスペシャルアクセスレートが影響を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、高コスト地域のユニバーサルサービス制度や通信事業者間精算制度の改革に関するFCCの2011年指令に対して発生し得る追加的な申立の結果によっては、スプリントが支払う通信事業者間精算料金やユニバーサルサービス基金に対する拠出の水準が影響を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c．サービス条件

サービス条件については、多くの州において連邦法とは別個の規制を課すことが検討されています。こうした規制が課されると、現在の戦略の実行が困難になり、または想定以上のコストが生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d．ライフライン・アシスタンス・プログラム

ライフライン・アシスタンス・プログラムとは、米国において、通信事業会社が政府関連基金からの補助金を受け、低所得顧客向けに割引サービスを提供するプログラムをいいます。スプリントの子会社は当該プログラムを実行していますが、より厳格な管理を課すために、また監督を強化するために、当局が当該プログラムを変更しました。当該プログラムの変更により、罰金のリスクが高まる可能性や、当社グループの顧客の獲得・維持がより困難になる可能性があり、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 米国の国家安全保障を確保するための方策について

ソフトバンクグループ(株)、Starburst II, Inc.（現Sprint Corporation）およびSprint Nextel Corporation（現Sprint Communications, Inc.）（本（23）において「両スプリント」）は、米国国防総省、米国国土安全保障省および米国司法省との間で国家安全保障契約を締結しました。この国家安全保障契約に基づき、ソフトバンクグループ(株)と両スプリントは、米国の国家安全保障を確保するための方策を実行することに合意しています。これら方策の実行に伴いコストが増加する、または米国内の施設、契約、人事、調達先の選定、事業運営に制約を受ける可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(24) 知的財産権について

当社グループが意図せずに第三者の知的財産権を侵害した場合、権利侵害の差止めや損害賠償、商業的に妥当ではないライセンス使用料の請求を受ける可能性があります。その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが保有している「ソフトバンク」ブランドおよび「スプリント」ブランドなどの知的財産権が第三者により侵害され、当社グループの信頼性や企業イメージが低下する可能性があります。

(25) 訴訟について

当社グループは、顧客、取引先、投資先の株主、従業員を含む第三者の権利・利益を侵害したとして、損害賠償などの訴訟を起こされる可能性があります。その結果、当社グループの事業展開に支障が生じたり、企業イメージが低下したりする可能性があるほか、金銭的負担の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(26) 行政処分などについて

当社グループは、行政機関から行政処分や行政指導を受ける可能性があります。こうした処分や指導を受けた場合、事業展開に支障が生じる可能性があるほか、金銭的負担の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ソフトバンクグループ株式会社 本店
（東京都港区東新橋一丁目9番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

第一部「証券情報」に掲げたソフトバンクグループ株式会社第48回無担保社債(社債間限定同順位特約付)

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

保証会社の情報については、平成27年5月20日に関東財務局長に提出した発行登録書及び平成27年6月19日に関東財務局長に提出した訂正発行登録書に記載されているため、記載を省略しています。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3 【指数等の情報】

該当事項なし

第4 【特別情報】

1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

保証会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)及び「電気通信事業会計規則」(1985年郵政省令第26号)に基づいて作成しています。

なお、連動子会社はありません。

2015年7月1日付で、ソフトバンク株式会社は「ソフトバンクグループ株式会社」に、ソフトバンクモバイル株式会社は「ソフトバンク株式会社」に、それぞれ商号を変更しています。

以下、「1 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」において、各期末時点における商号を用いて記載しています。また、「当社」とは保証会社であるソフトバンク株式会社(旧会社名 ソフトバンクモバイル株式会社)を指します。

1 貸借対照表

(単位:百万円)

	第25期 (2011年3月31日)	第26期 (2012年3月31日)	第27期 (2013年3月31日)
資産の部			
固定資産			
電気通信事業固定資産			
有形固定資産			
機械設備	1,050,063	1,241,069	1,422,705
減価償却累計額	457,230	533,161	583,564
機械設備(純額)	² 592,832	² 707,907	² 839,141
空中線設備	386,570	405,909	456,917
減価償却累計額	168,782	184,891	193,486
空中線設備(純額)	² 217,788	² 221,017	² 263,430
市内線路設備	3,244	4,387	4,523
減価償却累計額	1,252	1,427	1,644
市内線路設備(純額)	² 1,991	2,960	2,879
市外線路設備	11,018	11,338	11,466
減価償却累計額	5,629	6,597	7,488
市外線路設備(純額)	5,388	4,740	3,977
土木設備	3,940	3,906	3,903
減価償却累計額	1,441	1,556	1,683
土木設備(純額)	2,498	2,349	2,220
建物	34,649	36,770	40,087
減価償却累計額	14,006	15,255	16,716
建物(純額)	² 20,643	² 21,514	² 23,371
構築物	29,407	29,630	30,070
減価償却累計額	19,682	21,040	22,189
構築物(純額)	² 9,725	² 8,589	² 7,881
機械及び装置	3	3	26
減価償却累計額	2	2	2
機械及び装置(純額)	0	0	23
車両	1,023	1,729	2,499
減価償却累計額	689	845	1,204
車両(純額)	333	883	1,295
工具、器具及び備品	58,103	51,918	50,809
減価償却累計額	41,683	35,487	36,053
工具、器具及び備品(純額)	² 16,420	² 16,431	² 14,755
土地	² 9,257	9,551	9,636
建設仮勘定	² 34,475	² 49,634	² 92,391
有形固定資産合計	911,356	1,045,580	1,261,005
無形固定資産			
施設利用権	792	666	504
ソフトウェア	² 223,923	² 278,823	² 343,465
その他の無形固定資産	² 5,670	² 9,640	² 10,646
無形固定資産合計	230,385	289,130	354,616
電気通信事業固定資産合計	³ 1,141,742	1,334,711	³ 1,615,622

	第25期 (2011年3月31日)	第26期 (2012年3月31日)	第27期 (2013年3月31日)
投資その他の資産			
投資有価証券	697	703	1,018
関係会社株式	² 2,168	2,066	2,026
出資金	0	0	0
関係会社出資金	150	150	151
関係会社長期貸付金	^{2, 6} 1,204,278	⁴ 794,111	⁴ 453,763
長期前払費用	² 32,159	² 33,989	² 54,068
繰延税金資産	44,103	32,648	34,154
その他の投資及びその他の資産	² 20,995	22,310	21,841
貸倒引当金(貸方)	9,554	11,407	10,654
投資その他の資産合計	1,294,998	874,573	556,370
固定資産合計	2,436,740	2,209,284	2,171,992
流動資産			
現金及び預金	² 407,922	49,532	52,202
売掛金	² 498,891	492,596	483,802
未収入金	² 50,127	49,185	47,487
商品	37,963	30,016	30,929
貯蔵品	2,453	2,193	2,375
前渡金	310	1,989	761
前払費用	13,241	13,374	27,140
繰延税金資産	44,935	25,807	26,780
短期貸付金	-	^{1, 4} 155,000	^{1, 4} 315,423
その他の流動資産	29,904	27,659	34,771
貸倒引当金(貸方)	32,070	33,148	24,459
流動資産合計	1,053,680	814,208	997,215
資産合計	3,490,420	3,023,492	3,169,208

	第25期 (2011年3月31日)	第26期 (2012年3月31日)	第27期 (2013年3月31日)
負債の部			
固定負債			
長期借入金	^{2, 5} 772,577		
関係会社長期借入金	219,275		
リース債務	173,408	316,842	407,483
退職給付引当金	2,601	2,760	2,730
ポイント引当金	41,947	32,074	22,548
長期未払金	^{1, 2} 144,868	² 58,122	² 105,156
その他の固定負債	4,581	4,803	5,157
固定負債合計	1,359,259	414,602	543,075
流動負債			
1年内返済予定の長期借入金	² 49,999		
買掛金	134,062	120,494	123,773
短期借入金	444	158	912
リース債務	111,494	126,882	152,337
未払金	^{1, 2} 544,370	^{1, 2} 641,699	^{1, 2} 753,582
未払費用	9,882	3,016	3,788
未払法人税等	29,649	31,837	32,658
前受金	7,828	9,506	10,867
預り金	666	406	106,102
賞与引当金	6,299	6,141	7,206
その他の流動負債	476	614	465
流動負債合計	895,173	940,757	1,191,694
負債合計	2,254,433	1,355,359	1,734,770
純資産の部			
株主資本			
資本金	177,251	177,251	177,251
資本剰余金			
資本準備金	297,898	297,898	297,898
その他資本剰余金	89,586	89,586	89,586
資本剰余金合計	387,485	387,485	387,485
利益剰余金			
利益準備金	8,302	8,302	8,302
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	662,664	1,094,781	860,872
利益剰余金合計	670,966	1,103,083	869,174
株主資本合計	1,235,703	1,667,820	1,433,911
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	284	312	526
評価・換算差額等合計	284	312	526
純資産合計	1,235,987	1,668,132	1,434,437
負債・純資産合計	3,490,420	3,023,492	3,169,208

2 損益計算書

(単位:百万円)

	第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
電気通信事業営業損益			
営業収益			
音声伝送収入	631,787	643,893	640,772
データ伝送収入	639,808	789,487	926,565
営業収益合計	1,271,595	1,433,380	1,567,337
営業費用			
営業費	577,101	589,137	581,060
施設保全費	88,368	108,642	145,671
管理費	34,674	34,481	26,474
減価償却費	163,073	192,757	230,291
固定資産除却費	14,510	12,961	25,866
通信設備使用料	113,556	131,352	134,484
租税公課	22,513	24,269	26,244
営業費用合計	1,013,797	1,093,601	1,170,094
電気通信事業営業利益	257,797	339,779	397,243
附帯事業営業損益			
営業収益	701,352	739,770	748,078
営業費用	¹ 561,967	662,278	685,864
附帯事業営業利益	139,385	77,492	62,213
営業利益	397,182	417,271	459,456
営業外収益			
受取利息	² 22,552	² 24,841	² 22,858
雑収入	4,988	4,914	5,684
営業外収益合計	27,541	29,755	28,543
営業外費用			
支払利息	75,426	³ 43,550	³ 10,501
債権売却損	-	8,353	10,364
借入金関連手数料	-	6,606	-
雑支出	12,937	5,284	3,465
営業外費用合計	88,363	63,796	24,331
経常利益	336,360	383,231	463,668
特別利益			
固定資産売却益	⁴ 5	-	-
債務消滅益	⁵ 3,359	-	-
投資有価証券売却益	-	-	133
関係会社未計上受取利息一括計上額	-	⁶ 220,480	-
特別利益合計	3,364	220,480	133
特別損失			
災害による損失	⁷ 11,722	-	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,502	-	-
関係会社株式評価損	-	102	-
その他	410	-	-
特別損失合計	14,635	102	-
税引前当期純利益	325,089	603,609	463,801
法人税、住民税及び事業税	122,365	140,887	175,304
法人税等調整額	28,234	30,604	2,596
法人税等合計	150,600	171,492	177,900
当期純利益	174,488	432,117	285,901

電気通信事業営業費用明細表

(単位：百万円)

区分	第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)			第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)			第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)		
	事業費	管理費	計	事業費	管理費	計	事業費	管理費	計
人件費	39,899	10,501	50,401	39,209	8,990	48,200	50,575	8,089	58,664
経費	598,404	24,172	622,577	626,391	25,490	651,882	637,518	18,385	655,903
消耗品費	12,568	963	13,532	10,775	1,031	11,807	9,069	2,956	12,025
借料・損料	27,348	9,684	37,033	28,856	8,387	37,244	32,740	7,329	40,070
保険料	294	157	451	327	175	502	298	159	457
光熱水道料	12,075	1,266	13,341	15,183	1,109	16,292	18,300	1,129	19,430
修繕費	19,684	5	19,690	17,099	39	17,060	12,596	39	12,557
旅費交通費	1,541	709	2,251	1,724	642	2,367	2,293	313	2,607
通信運搬費	9,979	218	10,198	8,645	1,435	10,081	8,993	372	9,365
広告宣伝費	20,494	0	20,495	22,352	-	22,352	26,851	18	26,869
交際費	88	24	113	121	20	141	118	23	142
厚生費	23	407	431	23	379	402	33	721	755
作業委託費	54,459	8,378	62,838	65,281	4,147	69,429	62,164	1,838	64,003
雑費	439,845	2,355	442,201	456,000	8,199	464,200	464,056	3,561	467,618
回線使用料	7,811	-	7,811	12,443	-	12,443	31,757	-	31,757
貸倒損失	19,353	-	19,353	19,734	-	19,734	6,880	-	6,880
小計	665,469	34,674	700,143	697,779	34,481	732,260	726,731	26,474	753,206
減価償却費			163,073			192,757			230,291
固定資産除却費			14,510			12,961			25,866
通信設備使用料			113,556			131,352			134,484
租税公課			22,513			24,269			26,244
合計			1,013,797			1,093,601			1,170,094

- (注) 1. 「事業費」とは、「管理費」を除く「営業費」、「施設保全費」です。
2. 「人件費」には退職給付費用が第25期 140百万円、第26期255百万円、第27期45百万円含まれています。
3. 「雑費」には、代理店手数料が含まれています。
4. 「貸倒損失」には、貸倒引当金繰入額が含まれています。

3 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
株主資本			
資本金			
当期首残高	177,251	177,251	177,251
当期変動額			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	177,251	177,251	177,251
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高	297,898	297,898	297,898
当期変動額			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	297,898	297,898	297,898
その他資本剰余金			
当期首残高	89,586	89,586	89,586
当期変動額			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	89,586	89,586	89,586
資本剰余金合計			
当期首残高	387,485	387,485	387,485
当期変動額			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	387,485	387,485	387,485
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高	8,302	8,302	8,302
当期変動額			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	8,302	8,302	8,302
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高	488,175	662,664	1,094,781
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	525,002
当期純利益	174,488	432,117	291,093
当期変動額合計	174,488	432,117	233,908
当期末残高	662,664	1,094,781	860,872
利益剰余金合計			
当期首残高	496,477	670,966	1,103,083
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	525,002
当期純利益	174,488	432,117	291,093
当期変動額合計	174,488	432,117	233,908
当期末残高	670,966	1,103,083	869,174
株主資本合計			
当期首残高	1,061,214	1,235,703	1,667,820
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	525,002
当期純利益	174,488	432,117	291,093
当期変動額合計	174,488	432,117	233,908
当期末残高	1,235,703	1,667,820	1,433,911

	第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高	423	284	312
当期変動額			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	139	28	213
当期変動額合計	139	28	213
当期末残高	284	312	526
評価・換算差額等合計			
当期首残高	423	284	312
当期変動額			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	139	28	213
当期変動額合計	139	28	213
当期末残高	284	312	526
純資産合計			
当期首残高	1,061,637	1,235,987	1,668,312
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	525,002
当期純利益	174,488	432,117	291,093
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	139	28	213
当期変動額合計	174,349	432,145	233,695
当期末残高	1,235,987	1,668,132	1,434,437

注記事項

重要な会計方針

項目	第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)																														
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を含む)定額法により償却しています。 なお、主な耐用年数は次の通りです。</p> <table> <tr><td>機械設備</td><td>8年～16年</td></tr> <tr><td>空中線設備</td><td>9年～42年</td></tr> <tr><td>建物</td><td>8年～50年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>10年～50年</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>2年～12年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を含む)定額法により償却しています。 なお、主な耐用年数は次の通りです。 自社利用の 5年～10年 ソフトウェア (利用可能期間)</p> <p>(3) 長期前払費用均等償却しています。</p>	機械設備	8年～16年	空中線設備	9年～42年	建物	8年～50年	構築物	10年～50年	工具、器具及び備品	2年～12年	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を含む)定額法により償却しています。 なお、主な耐用年数は次の通りです。</p> <table> <tr><td>機械設備</td><td>8年～16年</td></tr> <tr><td>空中線設備</td><td>9年～42年</td></tr> <tr><td>建物</td><td>8年～50年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>10年～50年</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>4年～12年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を含む)同左</p> <p>(3) 長期前払費用同左</p>	機械設備	8年～16年	空中線設備	9年～42年	建物	8年～50年	構築物	10年～50年	工具、器具及び備品	4年～12年	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を含む)定額法により償却しています。 なお、主な耐用年数は次の通りです。</p> <table> <tr><td>機械設備</td><td>5年～16年</td></tr> <tr><td>空中線設備</td><td>9年～42年</td></tr> <tr><td>建物</td><td>8年～50年</td></tr> <tr><td>構築物</td><td>10年～50年</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>4年～12年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を含む)同左</p> <p>(3) 長期前払費用同左</p>	機械設備	5年～16年	空中線設備	9年～42年	建物	8年～50年	構築物	10年～50年	工具、器具及び備品	4年～12年
機械設備	8年～16年																																
空中線設備	9年～42年																																
建物	8年～50年																																
構築物	10年～50年																																
工具、器具及び備品	2年～12年																																
機械設備	8年～16年																																
空中線設備	9年～42年																																
建物	8年～50年																																
構築物	10年～50年																																
工具、器具及び備品	4年～12年																																
機械設備	5年～16年																																
空中線設備	9年～42年																																
建物	8年～50年																																
構築物	10年～50年																																
工具、器具及び備品	4年～12年																																
2. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>(1) 子会社株式および関連会社株式移動平均法による原価法によっています。</p> <p>(2) その他有価証券 ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(期末の評価差額は全部純資産直入法により処理し、期中の売却原価は移動平均法により算定)によっています。 ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっています。</p>	<p>(1) 子会社株式および関連会社株式同左</p> <p>(2) その他有価証券 ・時価のあるもの同左 ・時価のないもの同左</p>	<p>(1) 子会社株式および関連会社株式同左</p> <p>(2) その他有価証券 ・時価のあるもの同左 ・時価のないもの同左</p>																														
3. たな卸資産の評価基準および評価方法	<p>主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっています。</p>	同左	同左																														
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。</p>	同左	同左																														

項目	第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
5. 引当金の計上 基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失の発生に備えるため、貸倒実績率によるほか、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。また、数理計算上の差異および過去勤務債務については、発生年度において費用処理しています。 なお、退職一時金制度を変更し、支給対象期間は2007年3月31日までとなっています。</p> <p>(3) ポイント引当金 将来の「ソフトバンクマイレージサービス」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌期以降利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積計上しています。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しています。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) ポイント引当金 将来の「ソフトバンクポイントプログラム」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌期以降利用されると見込まれるポイントに対する所要額を見積計上しています。</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) ポイント引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p>
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっています。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 BBモバイル株式会社を連結納税親法人とした連結納税制度を適用しています。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

会計処理方法の変更

第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 2008年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)を適用しています。</p> <p>なお、これによる営業利益および経常利益に与える影響は軽微であり、税引前当期純利益は2,597百万円減少しています。</p> <p>資産除去債務のうち財務諸表に計上しているもの</p> <p>当社は、主に事務所、ネットワークセンター等について、不動産賃貸借契約等に従い、当該賃借不動産に係る既存設備撤去費用等を合理的に見積もり、資産除去債務を計上しています。資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間は取得から5～33年間、割引率は0.5～2.3%を採用しています。</p> <p>財務諸表に計上しているもの以外の資産除去債務</p> <p>当社は、携帯電話基地局、伝送路設備等について、不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務を有していますが、事業を継続する上で移設、撤去が困難であり原状回復義務の履行の蓋然性が極めて低いため、当事業年度においては資産除去債務を計上していません。</p>		

会計上の見積りの変更

第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
<p>当社が保有する機械設備および空中線設備は、翌事業年度において900MHz帯の通信ネットワーク構築により、一部設備の取替を予定していることから、当事業年度において、通信ネットワーク構築に伴い利用不能となる資産について耐用年数を2012年2月から14ヶ月に短縮し、将来にわたり変更しています。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ3,315百万円減少しています。</p>		

追加情報

第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(企業会計基準第24号 2009年12月4日)および会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 2009年12月4日)を適用しています。</p>		

(貸借対照表関係)

第25期 (2011年3月31日)	第26期 (2012年3月31日)	第27期 (2013年3月31日)
<p>1. 関係会社に対する資産および負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている主なものは、次の通りです。</p> <p>未払金 79,373百万円 長期未払金 81,109</p>	<p>1. 関係会社に対する資産および負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている主なものは、次の通りです。</p> <p>短期貸付金 155,000百万円 未払金 119,382</p>	<p>1. 関係会社に対する資産および負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている主なものは、次の通りです。</p> <p>短期貸付金 315,423百万円 未払金 122,532</p>
<p>2. 担保提供、債権流動化および所有権留保資産 借入金に対する担保資産 (担保に供している資産)</p> <p>機械設備 288,525百万円 空中線設備 32,509 市内線路設備 118 建物 12,629 土地 9,094 関係会社株式 2,025 関係会社長期貸付金 1,204,278 その他の投資及び その他の資産 9,554 現金及び預金 222,422 売掛金 306,527 未収入金 22,557</p> <hr/> <p>計 2,110,243</p> <p>(担保権によって担保されている債務) 長期借入金 772,577百万円</p> <p>割賦債権の流動化 割賦債権流動化により調達した資金のうち、金融資産の消滅の要件を充たしていないものについては、1年内返済予定の長期借入金(当事業年度末49,999百万円)に計上しています。当該資金調達のために当社が信託拠出した割賦債権の優先受益権の額に相当する49,999百万円は当該債権流動化に伴い当社が保有する信託受益権とともに「売掛金」に含めて計上しています。なお、信託側では信託拠出された割賦債権を裏付けとしたアセットバックローン等により資金調達しています。</p> <p>割賦払いによる所有権留保資産 (所有権が留保されている資産)</p> <p>機械設備 51,079百万円 空中線設備 3,996 建物 15 構築物 45 工具、器具及び備品 1 建設仮勘定 186 ソフトウェア 14,055 その他の無形固定資産 179 長期前払費用 328</p> <hr/> <p>計 69,886</p> <p>(未払金残高) 長期未払金 63,086百万円 未払金 9,906</p> <hr/> <p>計 72,993</p>	<p>2. 所有権留保資産</p> <p>割賦払いによる所有権留保資産 (所有権が留保されている資産)</p> <p>機械設備 50,720百万円 空中線設備 4,207 建物 14 構築物 44 工具、器具及び備品 6 建設仮勘定 210 ソフトウェア 17,006 その他の無形固定資産 36 長期前払費用 246</p> <hr/> <p>計 72,494</p> <p>(未払金残高) 長期未払金 58,037百万円 未払金 16,208</p> <hr/> <p>計 74,245</p>	<p>2. 所有権留保資産</p> <p>割賦払いによる所有権留保資産 (所有権が留保されている資産)</p> <p>機械設備 90,500百万円 空中線設備 5,700 建物 15 構築物 56 工具、器具及び備品 5 建設仮勘定 277 ソフトウェア 34,601 その他の無形固定資産 38 長期前払費用 234</p> <hr/> <p>計 131,430</p> <p>(未払金残高) 長期未払金 104,828百万円 未払金 31,958</p> <hr/> <p>計 136,787</p>

第25期 (2011年3月31日)	第26期 (2012年3月31日)	第27期 (2013年3月31日)																		
<p>3. 附帯事業固定資産 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。 なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は、249百万円です。</p> <p>4. 貸出コミットメント(貸手側) 当社は、子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しています。当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>500百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>500</td> </tr> </table> <p>5. 財務制限条項 当社は、WBSファンディング(注1)から金銭の信託を受けた特定金外信託受託者たるみずほ信託銀行(株)(貸主)からローンの借入れ(以下「SBMローン」)を実行しました。当該SBMローンの契約上、当社は、原則として事業経営における一定の自由度が許容されています。ただし、同契約に定める財務に係る一定のパフォーマンス基準(累積負債償還額、修正EBITDA(注2)、レバレッジ・レシオ(注3))や事業に係る一定のパフォーマンス基準(契約者数)を下回った場合、その重要性や期間に応じて、当社の事業に対する貸主の影響が強まり、設備投資の支出制限、新規サービス展開についての事前承認、過半数の取締役選任、さらには当社株式を含む担保提供資産に対する担保権行使等の可能性があります。 なお、当事業年度末において、当該財務制限条項には抵触していません。 (注1) WBSファンディング WBSスキームにおいて資金の出し手である国内外金融機関から調達した資金総額1兆4,419億円を、特定金外信託受託者を通じ当社に対するSBMローンに充てることを目的とするSPC(特定目的会社)。なお当社は、WBSファンディングが調達した総額1兆4,419億円から金利ヘッジコストや金利リザーブ等を差し引いた1兆3,660億円を特定金外信託受託者たるみずほ信託銀行株式会社から借入れました。 (注2) 修正EBITDA EBITDA(Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization)に、営業経費に計上される支払リース料を減価償却費と同様に調整した額 (注3) レバレッジ・レシオ 負債残高÷修正EBITDA なお負債残高には、設備ファイナンス、ソフトバンクグループからの劣後ローンを含まない。</p>	貸出コミットメントの総額	500百万円	貸出実行残高	-	差引額	500	<p>3.</p> <p>4. 貸出コミットメント(貸手側) 当社は、親会社および子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しています。当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>1,200,500百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>949,111</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>251,388</td> </tr> </table> <p>5.</p>	貸出コミットメントの総額	1,200,500百万円	貸出実行残高	949,111	差引額	251,388	<p>3. 附帯事業固定資産 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。 なお、当事業年度末日現在の附帯事業固定資産の金額は、175百万円です。</p> <p>4. 貸出コミットメント(貸手側) 当社は、親会社および子会社との間に貸出コミットメント契約を締結しています。当契約に係る貸出未実行残高は次の通りです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>1,400,500百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>769,187</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>631,312</td> </tr> </table> <p>5.</p>	貸出コミットメントの総額	1,400,500百万円	貸出実行残高	769,187	差引額	631,312
貸出コミットメントの総額	500百万円																			
貸出実行残高	-																			
差引額	500																			
貸出コミットメントの総額	1,200,500百万円																			
貸出実行残高	949,111																			
差引額	251,388																			
貸出コミットメントの総額	1,400,500百万円																			
貸出実行残高	769,187																			
差引額	631,312																			

第25期 (2011年3月31日)	第26期 (2012年3月31日)	第27期 (2013年3月31日)
<p>6. BBモバイル㈱に対する長期貸付金 2006年11月30日に当社及び当社の親会社であるBBモバイル株式会社(以下、BBモバイル)が実行した以下の一連の取引により発生したものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> みずほ信託銀行㈱からの1兆3,660億円の借入(SBMローン) BBモバイルに対する1兆407億円の貸付(BBMローン) BBモバイルによる金融機関からの借入金1兆1,738億円の返済 BBモバイルのVodafone International Holdings B.V.からの借入金845億円を債務引受 BBモバイルが所有する当社株式を当社借入の担保としてみずほ信託銀行㈱に差入 <p>BBモバイルは当社の株式のみを所有する持株会社であり、当社に対する借入金の返済及び利息の支払は、当社からの配当等を原資とすることが予定されています。</p> <p>BBMローンの契約内容は、当社のSBMローン契約の内容と関連付けられ、当社がローン全額を返済するまでの期間においては、BBMローンの契約上、BBモバイルによる元本の返済及び利息の支払は予定されていません。したがって、受取利息は長期間回収することが予定されておらず、会計上は収益が実現していないものと判断し、計上していませんでした。しかしながら、BBモバイルを連結納税親法人とした連結納税制度を適用したことにより、当社は連結法人税の当社負担額をBBモバイルに支払うため、同様に利息の支払原資が生じることから、当社は利息の回収見込額を受取利息として計上しています。</p> <p>BBモバイルが所有する当社株式はSBMローンの担保として提供され、その担保価値は、当社のSBMローンの返済額が返済計画を上回っている限り損なわれない状況になっています。したがって、BBモバイルに対する長期貸付金の回収可能性に関する評価においては、当社の借入金の返済計画で定められている累積負債償還額を実際の累積償還額が下回った場合に、その償還不足相当額について貸倒引当金を計上することとしています。</p> <p>なお、5.財務制限条項に記載の通り、当事業年度末において、財務制限条項には抵触しておらず、貸倒引当金の計上を要する状況となっていません。</p> <p>7.配当制限 当社はSBMローンの契約上、配当が制限されています。</p>	<p>6.</p> <p>7.</p>	<p>6.</p> <p>7.</p>

(損益計算書関係)

第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
<p>1. 附帯事業営業費用 附帯事業営業費用には、販売奨励金109,163百万円が含まれています。</p> <p>2. 営業外収益のうち関係会社との取引により発生した主なもの 受取利息 22,524百万円</p> <p>3.</p> <p>4. 固定資産売却益 機械設備 5百万円 計 5</p> <p>5. 債務消滅益 当社がBBモバイル株式会社から引き受けた劣後ローン(関係会社長期借入金)について、貸主がボーダフォン・グループからソフトバンク株式会社へ変更となったことにより、当該劣後ローンに係る未払利息の履行義務の一部が消滅いたしました。 これにより、当事業年度において債務消滅益3,359百万円を計上しています。</p>	<p>1.</p> <p>2. 営業外収益のうち関係会社との取引により発生した主なもの 受取利息 24,820百万円</p> <p>3. 営業外費用のうち関係会社との取引により発生した主なもの 支払利息 10,943百万円</p> <p>4.</p> <p>5.</p>	<p>1.</p> <p>2. 営業外収益のうち関係会社との取引により発生した主なもの 受取利息 22,850百万円</p> <p>3. 営業外費用のうち関係会社との取引により発生した主なもの 支払利息 4百万円</p> <p>4.</p> <p>5.</p>

第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)												
<p>6 .</p> <p>7 . 災害による損失 災害による損失は、2011年3月に発生した東日本大震災によるもので、その内訳は下記の通りです。</p>	<p>6 . 関係会社未計上受取利息一括計上額 当社は2006年11月にみずほ信託銀行株式会社から借り入れた長期借入金(以下、SBMローン)を当事業年度に完済し、当社の借入金に係る財務制限条項が解除されたことに伴い、当社の親会社であるBBモバイル株式会社(以下、BBモバイル)に対する長期貸付金(以下、BBMローン)の受取利息のうち、貸付時から財務制限条項解除時までの期間における未計上額220,480百万円を特別利益に計上しています。 BBモバイルは当社の株式のみを所有する持株会社であり、当社に対する借入金の返済および利息の支払は、当社からの配当等を原資とすることが予定されています。 BBMローンの契約内容は、当社のSBMローン契約の内容と関連付けられ、当社がローン全額を返済するまでの期間においては、BBMローンの契約上、BBモバイルによる元本の返済および利息の支払が長期間予定されていないため、会計上は収益が実現していないものとみなし、2006年11月の貸付時より受取利息を計上していませんでした。 2008年4月からBBモバイルを連結納税親法人とした連結納税制度を適用したことにより、当社は連結法人税の当社負担額をBBモバイルに支払うため、同社に利息の支払原資が生じることから、当社は利息の回収見込額に限り、受取利息を計上していました。 当事業年度において当社はSBMローンを完済し、財務制限条項の解除をもってBBモバイルに対する長期貸付金の未収利息は実質的に回収可能性があるものと判断し、従来未計上であった受取利息220,480百万円を特別利益に計上するとともに、財務制限条項解除時以降の期間にかかる受取利息については営業外収益に計上しています。</p> <p>7 .</p>	<p>6 .</p> <p>7 .</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内訳</th> <th style="text-align: center;">金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信ネットワークの被害損失および復旧費用 震災による基地局等通信ネットワークの滅失損および除却損 上記の撤去費用、原状回復費用、点検費等</td> <td style="text-align: center;">5,193</td> </tr> <tr> <td>顧客債権の減免および貸倒引当金追加計上による損失 被災者向け売上債権等の減免回収不能見込み債権に対する貸倒引当金の追加計上</td> <td style="text-align: center;">2,678</td> </tr> <tr> <td>解約不能の発注済広告に関する損失</td> <td style="text-align: center;">2,305</td> </tr> <tr> <td>その他 被災地向け携帯電話端末貸与費用 震災対応コールセンター業務委託費用 被災代理店に対する支援費用等</td> <td style="text-align: center;">1,543</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">11,722</td> </tr> </tbody> </table>	内訳	金額 (百万円)	通信ネットワークの被害損失および復旧費用 震災による基地局等通信ネットワークの滅失損および除却損 上記の撤去費用、原状回復費用、点検費等	5,193	顧客債権の減免および貸倒引当金追加計上による損失 被災者向け売上債権等の減免回収不能見込み債権に対する貸倒引当金の追加計上	2,678	解約不能の発注済広告に関する損失	2,305	その他 被災地向け携帯電話端末貸与費用 震災対応コールセンター業務委託費用 被災代理店に対する支援費用等	1,543	合計	11,722		
内訳	金額 (百万円)													
通信ネットワークの被害損失および復旧費用 震災による基地局等通信ネットワークの滅失損および除却損 上記の撤去費用、原状回復費用、点検費等	5,193													
顧客債権の減免および貸倒引当金追加計上による損失 被災者向け売上債権等の減免回収不能見込み債権に対する貸倒引当金の追加計上	2,678													
解約不能の発注済広告に関する損失	2,305													
その他 被災地向け携帯電話端末貸与費用 震災対応コールセンター業務委託費用 被災代理店に対する支援費用等	1,543													
合計	11,722													

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)

該当事項はありません。

第26期(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

該当事項はありません。

第27期(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)																										
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産 主として、電気通信事業における通信設備(機械設備)です。</p> <p>無形固定資産 ソフトウェアです。</p> <p>リース資産の減価償却方法 重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りです。</p> <p>(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容 該当事項はありません。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りです。</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>7,003</td> <td>6,622</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>8,798</td> <td>8,422</td> <td>376</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,801</td> <td>15,044</td> <td>756</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>746百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>756</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3,162百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,162百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	7,003	6,622	380	ソフトウェア	8,798	8,422	376	合計	15,801	15,044	756	1年内	746百万円	1年超	9	合計	756	支払リース料	3,162百万円	減価償却費相当額	3,162百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>リース資産の減価償却方法 同左</p> <p>(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>リース資産の減価償却方法 同左</p> <p>(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。</p>
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																									
工具、器具及び備品	7,003	6,622	380																									
ソフトウェア	8,798	8,422	376																									
合計	15,801	15,044	756																									
1年内	746百万円																											
1年超	9																											
合計	756																											
支払リース料	3,162百万円																											
減価償却費相当額	3,162百万円																											

第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
2. オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料
1年内 2,274百万円	1年内 2,874百万円	1年内 3,000百万円
1年超 7,025	1年超 5,507	1年超 7,605
合計 9,299	合計 8,382	合計 10,606

(有価証券関係)

第25期(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式2,025百万円、関連会社株式142百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していません。

第26期(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式2,025百万円、関連会社株式40百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していません。

第27期(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式2,026百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載していません。

(税効果会計関係)

第25期 (2011年3月31日)	第26期 (2012年3月31日)	第27期 (2013年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
未収入金および未収収益 75,690百万円	減価償却超過額 14,422百万円	減価償却超過額 21,100百万円
未払金および未払費用否認 17,612	ポイント引当金 12,191	ポイント引当金 8,437
ポイント引当金否認 17,068	貸倒引当金 8,147	未払事業税 7,975
減価償却資産償却超過額 15,930	未払事業税 6,889	未払金および未払費用 7,572
貸倒引当金損金算入限度超過額 14,250	未払金および未払費用 6,413	貸倒引当金 3,054
未払事業税 6,895	賞与引当金 2,334	賞与引当金 2,739
固定資産除却損否認 4,249	その他 11,053	その他 10,823
その他 17,829	繰延税金資産小計 61,452	繰延税金資産小計 61,701
繰延税金資産小計 169,525	評価性引当額 2,402	評価性引当額 -
評価性引当額 79,825	繰延税金資産合計 59,049	繰延税金資産合計 61,701
繰延税金資産合計 89,700	(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
繰延税金負債との相殺 660	資産除去債務 390	資産除去債務 445
繰延税金資産の純額 89,039	その他有価証券評価差額金 173	その他有価証券評価差額金 291
(繰延税金負債)	その他 30	その他 30
資産除去債務 431	繰延税金負債合計 594	繰延税金負債合計 766
その他有価証券評価差額金 194	繰延税金資産の純額 58,455	繰延税金資産の純額 60,934
その他 34		
繰延税金負債合計 660		
繰延税金資産との相殺 660		
繰延税金負債の純額 -		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間の差異の原因となっ た主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間の差異の原因となっ た主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間の差異の原因となっ た主な項目別の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%
(調整)	(調整)	当事業年度は、法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等の負担率との間の 差異が法定実効税率の100分の5以下で あるため注記を省略しています。
評価性引当額 6.15	評価性引当額 12.77	
その他 0.51	税率変更による期末繰延税 金資産・負債の減額修正 0.72	
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 46.33	その他 0.23	
	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 28.41	

(企業結合等関係)

第25期(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

第26期(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

該当事項はありません。

第27期(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第25期(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)

資産除去債務の金額が総資産に占める金額的重要性が乏しいため、記載を省略しています。

第26期(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

資産除去債務の金額が総資産に占める金額的重要性が乏しいため、記載を省略しています。

第27期(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

資産除去債務の金額が総資産に占める金額的重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
1株当たり純資産額 302,040円	1株当たり純資産額 407,644円	1株当たり純資産額 350,536円
1株当たり当期純利益 42,640円	1株当たり当期純利益 105,597円	1株当たり当期純利益 71,135円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	第25期 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)	第26期 (自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)	第27期 (自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)
当期純利益(百万円)	174,488	432,117	291,093
普通株式に係る当期純利益(百万円)	174,488	432,117	291,093
普通株式の期中平均株式数(株)	4,092,122	4,092,122	4,092,122

(重要な後発事象)

第25期(自 2010年4月1日 至 2011年3月31日)

該当事項はありません。

第26期(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

該当事項はありません。

第27期(自 2012年4月1日 至 2013年3月31日)

1 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社株式取得について

(1) 公開買付けの概要

当社は、2013年3月25日開催の取締役会において、当社の親会社であるソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」)の持分法適用関連会社であるガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社(以下「ガンホー」)の普通株式を現金による公開買付けにより取得することを決議しました。これに基づき、2013年4月1日から同月26日まで実施していた本公開買付けが終了し、2013年5月7日付で本公開買付けを通じてガンホー株式を取得しました。

また、当社の代表取締役社長兼CEOであり、かつソフトバンクの代表取締役社長である孫正義は、孫泰蔵氏が代表取締役を務める、ガンホーの第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社である㈱ハーティス(所有株式数(注1): 213,080株、議決権所有比率(注2): 18.50%、以下「ハーティス」)との間で、2013年4月1日付でガンホー株式に関し、「質権実行の猶予に係る議決権の行使に関する覚書」(以下「本覚書」)を締結しました。本覚書においては、孫正義が取締役を務め、その資産管理会社である有限会社孫ホールディングスから、ハーティス所有のガンホー株式に係る質権実行の猶予を受けるために、ハーティスは、2013年4月1日を効力発生日として、ガンホーの株主総会において孫正義の指図するところに従ってその所有する全てのガンホー株式に係る議決権を行使する旨を合意しました。

以上の結果、ガンホーはソフトバンクの持分法適用関連会社から連結子会社となります。

(注1) ガンホーは、2013年4月1日を効力発生日として1株につき10株の割合をもって株式分割(以下「本株式分割」)を行うことを決定しました。このため、「所有株式数」については、本株式分割前の株式数に10を乗じて算出し、本株式分割後の株式数に換算した数値(以下「本株式分割後株式数」)で記載しており、所有株式数に係る「議決権の数」は本株式分割後株式数に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「議決権所有比率」は、a. ガンホーが2013年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された2012年12月31日現在のガンホーの発行済株式総数(114,981株、本株式分割後株式数: 1,149,810株)に、b. 同有価証券報告書に記載された2012年12月31日現在の第1回新株予約権の数(44個)の目的となるガンホー株式の数(220株、本株式分割後株式数: 2,200株)を加算した数(115,201株、本株式分割後株式数: 1,152,010株)を基にして、本株式分割後株式数(1,152,010株)に係る議決権の数(1,152,010個)を分母として計算しています。

(2) 公開買付けの目的

ソフトバンクグループ(以下「当グループ」)のスマートフォンを軸とした開発力・インフラと、ガンホーのスマートフォンゲームにおける企画力・制作力を組み合わせることで一層のモバイルコンテンツの充実化を実現し、移動体通信事業運営の効率化と更なる収益性・競争力の向上を図ることが急務であり、そのためには移動体通信事業を担う存在としての当社とガンホーとの間で新たに直接的な資本関係の構築を図るべきとの判断に至りました。また、当社だけではなく、インターネットを事業基盤とする当グループとしても、オンライン化が進むあらゆる端末を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市場の様々なニーズに応じたコンテンツの拡充および当グループとしてのコンテンツ発信力強化を図るため、ガンホーとの資本関係強化が必要であるとの判断に至りました。

また、当グループは、ガンホーとの資本関係を強化することで、当グループのグローバルな経営資源を活用することにより、オンラインゲーム、スマートフォンゲームの販売チャネルの拡大と収益拡大に資すると同時に、これらによってガンホーならびに当社および当グループ全体の収益基盤強化と企業価値向上が可能になると考えています。

(3) ガンホー・オンライン・エンターテイメントの概要

名称	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目8番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 森下一喜
事業内容	インターネットを利用したオンラインゲームの企画・開発・運営・配信 モバイルコンテンツの企画・開発 キャラクター商品の企画・開発・販売 その他エンターテイメントコンテンツの企画・開発・配信
資本金	5,332,504千円(2012年12月31日現在)
設立年月日	1998年7月1日

(4) 株式の取得日

2013年5月7日

(5) 当グループの所有株式および議決権の状況

a. 公開買付け前

株主	所有株式数	議決権の数	所有議決権割合
ソフトバンクBB(株) (以下「ソフトバンクBB」)	387,440株	387,440個	33.63%

b. 公開買付けにより追加取得した株式

株主	所有株式数	議決権の数	議決権所有割合
ソフトバンクモバイル	73,400株	73,400個	6.37%

c. 公開買付け後

株主	所有株式数	議決権の数	議決権所有割合
ソフトバンクBB	387,440株	387,440個	33.63%
ソフトバンクモバイル	73,400株	73,400個	6.37%
合計	460,840株	460,840個	40.00%

(注) ソフトバンクと緊密な関係がある者(当社およびソフトバンクの代表取締役社長 孫正義)との間で、ガンホー株式に関して、当該緊密な関係がある者の指図するところに従って議決権を行使することに合意しているハーティスの所有株式数を合わせると、673,920株(議決権の数：673,920個、議決権所有割合：58.50%)となります。

(6) 取得原価

24,976百万円(付随費用除く)

2 ソフトバンク株式会社が負担する債務および今後発生する債務に対する連帯保証について

当社は、以下の(1)に掲げるものを含む当社の親会社であるソフトバンク株式会社の債務保証を行っており、以下の(2)に掲げる決議等に基づき同社の債務保証を行うことがあります。

(1) 2013年4月23日付で、当社はソフトバンク株式会社が発行した外貨建社債に係る債務に対してソフトバンクテレコム株式会社と共に連帯保証を行っています。

(2) 2013年6月21日開催の当社臨時取締役会において、ソフトバンク株式会社が負担する既存の借入・社債等の債務、および今後同社にて発生する借入・社債等の債務(当該債務に関する金利スワップ・通貨スワップ等のヘッジ取引による債務を含む)につき、ソフトバンクテレコム株式会社と共に連帯保証(但し、被保証債務の合計金額(当該被保証債務に関する金利スワップ・通貨スワップ等のヘッジ取引による債務を含まない)は5兆円(元本残高ベース、円建)を上限とする。)をする旨の決議を行っています。

2013年11月13日現在、次のソフトバンク株式会社の債務について保証を行っています。

外貨建社債	24.85億米ドル(2,441億円)および6.25億ユーロ(802億円)
銀行借入	2兆2,025億円
ドームリース	827億円
国内無担保社債	1兆1,849億円